

後期高齢者医療・介護サービス 高額医療・高額介護合算制度

年間（令和4年8月～令和5年7月）で利用した後期高齢者医療や介護サービスの自己負担額が高額となり、その合算額が一定額を超えた場合は、申請により超えた分が後から支給される制度です。

2月下旬以降、福岡県後期高齢者医療広域連合から対象者に申請書が届きます。

- 申請方法 直接窓口（送付を希望する場合は、問い合わせてください。）
 - 支給方法 後期高齢者医療分は福岡県後期高齢者医療広域連合が、介護サービス分は大野城市がそれぞれ口座に振り込みます。
- ※申請してから振り込みまで最大半年程度時間がかかります。

高額医療・高額介護合算制度の利用者自己負担限度額
（令和4年8月～令和5年7月分）

所得区分 （課税所得）	後期高齢者医療保険 （75歳以上） +介護保険	負担割合
現役並み所得Ⅲ （690万円以上）	212万円	3割
現役並み所得Ⅱ （380万円以上）	141万円	
現役並み所得Ⅰ （145万円以上）	67万円	
一般Ⅱ （145万円未満）	56万円	2割
一般Ⅰ （145万円未満）		
住民税非課税世帯 区分Ⅱ	31万円	1割
住民税非課税世帯 区分Ⅰ	19万円※	

- ◇現役並み所得 後期高齢者医療制度の保険証の一部負担割合が3割の人
- ◇区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに当てはまらない人
- ◇区分Ⅰ 世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準以下の人
- ◇一般Ⅰ、一般Ⅱ 上記以外の人

※区分Ⅰの世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は表の自己負担限度額で計算し、介護保険からの支給は、世帯で31万円まで計算されます。

●申請と問い合わせ先

後期高齢者医療保険加入者 国保年金課医療担当 ☎(580)1847

●申請と問い合わせ先

健康課健康長寿担当（すこやか交流プラザ内） ☎816-0932
瓦田4-2-1 すこやか交流プラザ内 ☎(501)2222



※詳しくは、市ホームページを確認してください。

「帯状疱疹」は、子どもの頃にかかった水ぼうそう（水痘）の原因である「水痘・帯状疱疹ウイルス」が引き起こす病気です。過労やストレスなどによる免疫力低下などが原因で発症し、50歳以上から発症率が高くなると言われています。50歳以上の市民を対象に、帯状疱疹予防接種（任意接種）の費用の一部助成を行っています。

●申請期限 3月29日（金）（必着）

※事情により遅れる場合は、必ず健康課（すこやか交流プラザ）へ事前に連絡をお願いします。

●対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日（日）までに接種したもの

50歳以上の帯状疱疹
予防接種の費用の
一部を助成します

申請を忘れていませんか？